

ため、貸主から修理は行わない旨の回答であった。また、商工会としても、近永商店街の誘客を目的に開館したが、商店街における営業店舗が激減し、商店街への経済効果が薄いと判断され、また、愛媛県商工会連合会からもスクラップアンドビルドを進めるよう指導があり、なんでも館の事業は本来の業務でないという理由で閉鎖したい旨の申し入れがあったため、やむを得ず閉館した。

問 年間にして、どれくらい来館者があつたか

答 開館から閉館までの延べ来館者は、56,768人。また、1回の展示期間は平均20日間、年間約17回程度の展示を行い、1展示あたり約2000人の来館者で、年間約3,8000人の来館者があった。

◆芝 照雄 議員

【旧環境センターについて】

問 旧環境センターの跡地利用に関する広域事務組合との協議について

答 用地の取得にあつては、当時の広見町、松野町、三間町が利用割合に応じて費用負担をしているため、施設廃止後の利用については、その関係市町との協議が必要になる。

当該用地が当町管内にある関係上、当町が跡地利用を行うことが妥当と考え、広域事務組合には所有権を譲り受けた旨を打診しているが、関係市町の理解を得て、宇和島地区広域事務組合の議会上程し、財産処分議決を受けなければならない。跡地取得のためには、関係市町と取得金額を含め、具体的協議を行う必要がある。

また、取得後の具体的利用方法につ

いて、現時点では、大規模災害が発生した場合のがれき等の一時保管場所などを想定しているが、必要に応じて検討していきたいと考えている。

◆渡邊 眞次 議員

【鬼北町の財政状況について】

問 平成28年度末財政状況の概要について

答 歳入総額76億6,366万8,731円、歳出総額72億5,962万8,995円、歳入歳出差引額は4億403万9,736円、翌年度へ繰り越すべき財源は1,403万6,000円、実質収支3億9,000万3,736円、単年度収支1,802万9,845円である。

平成28年度歳入は、前年度に比べ2億9,315万5,924円、歳出は2億7,417万766円と、歳入歳出ともに大幅な減となっている。

歳入減少の主な要因としては、1点目が繰入金金の減少である。内容は、事業完了による庁舎建設基金繰入金金の減少、また、事業費に見合う額が減少したことによる廃棄物処理施設整備基金繰入金金の減少である。2点目は、普通交付税の減額である。

歳出減少の主な要因としては、庁舎改修事業の完了、まち・ひと・しごと創生事業の減、財政調整基金積立額の減額によるものである。

問 当町における国の普通交付税対象となる地方債の利用状況と今後の予定について

答 近年の中長期財政計画の方針として、「過疎対策事業債・合併特例債等、交付税措置率の有利な起債以外は借入れしないこと」を掲げている。平成28

年度の普通交付税交付額33億800万7千円のうち、地方債に係る算入額は一般会計分6億773万8千円で、同年度の元利償還金は7億9,143万7千円、元利償還金に対する交付税算入率は76・8%であり、方針に一致した健全な財政運営ができているものと考えてる。

交付税措置を見込んだ事業（地方債）の選択と実施は、限られた財源の中でいかに事業効果と財政健全化のバランスを図って事業を行うかという、知恵と工夫とも言えるものである。今後、交付税措置の特性を十分に把握したうえで、将来世代の負担を見越して、無理のない事業選択と地方債発行の適正な判断をし、健全な財政運営に努めていきたいと考えている。

【災害について】

問 原発災害に対する当町の取り組みについて

答 現在、防護対策の備えが十分ではないため、どのような屋内退避や避難の方法ができるのか今後の備えとして検討していきたいと考えている。

さらに、災害時における情報通信の重要性に鑑み、各関係機関相互および住民等との間における災害情報、その他緊急事態応急対策に必要な指示、命令等の受伝達の迅速・確実性を図るため、通信連絡体制の整備を図りたいと考え、地震や水害等の重大な自然災害が発生した際に、住民に緊急情報を迅速かつ確実に提供できる「J・ALERT」の新型受信機の導入を当初予算に計上している。

今後、半径30km圏域外への放射性物質の拡散を想定した場合、当町においても防護対策の備えを検討する必要があるため、30km圏域外の市町との意見交換をしたいと考えている。また、原子力災害発生時における住民広報の実施、広域避難者の受け入れに必要な体制、手順等を整備するとともに、避難所の設置・運営、救援物資の配布、さらに、事態が長期化した場合に備え、職員動員体制についても整備しておきたいと考えている。

◆山本 博士 議員

【水道事業の管理体制について】

問 今回、断水になるまでの状況と管理体制について

答 水道課監視モニターで、配水流量の異常が観測された配水池に係る区域を中心に、2月9日から11日までの3日間で、延べ85人の水道課以外の職員が、住宅などの漏水調査を行い対応した。しかし、配水池の水量が回復せず、水位低下が激しかった畔屋の一部、北川と奈良の一部、西野々で断水をしたければならない状態となった。また、出目の一部、近永の一部および好藤地区で漏水対応後においても、配水池の通常水位が確保できなかったため、夜間断水を実施させていただいた。

今回の断水の原因となった利用者の方々の管理範囲である水道メーターから内側の宅内配管については、利用者の方々の自己管理が大前提である。町としては、毎年12月発行の「水道だより」および回覧、放送等で凍結防止のための防寒方法等を周知しているが、今後も、被害の発生が予想されるような状況に応じて、注意喚起をしていきたい。

問 今後、給水対策はどのようにしていくのか。